（胎児の出生による決定の申請の特例）

第百三十条　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名及び生年月日並びに被保険者等記号・番号又は個人番号

二～四　（略）

２　（略）

（遺族一時金の申請）

第百三十九条　法第百一条の規定による遺族一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日及び死亡の年月日並びに被保険者等記号・番号又は個人番号

三～八　（略）

２・３　（略）

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百五十九条の二　協会は、被保険者等（法第百十一条第一項に規定する被保険者等をいう。）の求めに応じ、当該被保険者等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該被保険者等に対し、協会が保有する当該被保険者等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百七十条において同じ。）を提出する方法により提供することができる。

第五章　（略）

（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第百六十一条　法第百十八条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号

三～六　（略）

２・３　（略）

（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第百六十一条の二　法第百十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号

三～七　（略）

２・３　（略）

（還付の請求）

第百六十八条　法第百二十八条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～五　（略）

２　（略）

（胎児の出生による決定の申請の特例）

第百三十条　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名及び生年月日並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～四　（略）

２　（略）

（遺族一時金の申請）

第百三十九条　法第百一条の規定による遺族一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日及び死亡の年月日並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

三～八　（略）

２・３　（略）

（新設）

第五章　（略）

（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第百六十一条　法第百十八条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三～六　（略）

２・３　（略）

（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第百六十一条の二　法第百十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三～七　（略）

２・３　（略）

（還付の請求）

第百六十八条　法第百二十八条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～五　（略）

２　（略）